

鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会  
(天神川流域下水道審査委員会) 審査報告書

令和5年8月24日  
自然社会共生局水環境保全課

鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり天神川流域下水道の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づき審査及び選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517 番地）  
理事長 田村 満男（以下「下水道公社」という。）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

2,187,956,000 円（県債務負担行為額 2,190,604,000 円）  
（燃料・光熱費については別途毎年度予算措置するため、上記の額には含まれていない。）

4 審査結果

下水道公社は、指定管理候補者として適当である（総合評価 80.6 点/100 点）。

5 審査の経緯

下水道公社が事業計画書等のプレゼンテーションを行い、審査委員から質疑等があり、その後、審査基準に照らし、各審査委員が審査を行った後、委員会として結論を確認した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
みやぎ りつこ 宮城 律子 (委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
たけうち ゆか 竹内 由佳 (委員)	鳥取環境大学経営学部経営学科准教授 (副学部長)
あおき ゆきこ 青木 由紀子 (委員)	ゆの宿 彩香 役員
ふじい みつひろ 藤井 光洋 (委員)	公益財団法人鳥取市学校給食会 理事長
えんどう じゅん 遠藤 淳 (委員)	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和5年6月2日（金）  
・下水道公社の概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 令和5年8月23日（水）  
・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目及び内容	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針	なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 ・業務時間の設定 ・個人情報保護、情報公開への対応 ○施設設備の維持管理の基準 ・長期安定使用のための維持管理の考え方と対応、省	60点

		<p>エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮の取組、点検・清掃業務の実施方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の外部委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託の考え方</li> <li>・委託先の選定方法等</li> </ul> </li> <li>○事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応</li> <li>○下水道知識の普及、啓発及びイメージアップに繋がる自主事業の提案</li> </ul>	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理経費の効率化の考え方は適切か</li> <li>○支出計画の見通しは適切か</li> </ul>	20点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団体の財政基盤、経営基盤</li> <li>○組織及び職員の配置等</li> <li>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>○下水道公社の社会的責任の遂行状況</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用</li> <li>・男女共同参画推進企業の認定等</li> <li>・ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等</li> <li>・あいサポート企業の認定等</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	20点
		計	100点

#### (4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 平等な利用 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員が全員一致で、指定管理候補者の管理運営の方針が適当であると認める。</li> </ul>
2 効用の最大限 の発揮 (60点)	適 (50.4点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・365日24時間常時2名で適切に運転管理を行う体制が確保されており、これまでも事故がなく運営されている。</li> <li>・自社の課題を適切につかみ、解決策を試してみるといったことの繰り返し、うまく回っていて、説明力のある業務計画であると感じた。</li> <li>・法令による選任義務がなくても、エネルギー管理員を設置するなど、施設管理への努力が感じられる。</li> <li>・危機管理マニュアルも随時更新して、万一に備えた万全の態勢をとるよう努められている。</li> <li>・自主事業の広告について、下水道の普及についてだけでなく、中部地区・湯梨浜町といった広い範囲のイベントや、何か訴求したいことのPRとして用いてもらう方がいいかもしれない。</li> </ul>
3 経費等効率化 (20点)	適 (16.0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器類の状況を適切に把握し、早期に修理したり、計画的に修理することが大切になっているが、このことについて積極的に取り組まれているなど、管理経費の縮減に努力されていると思う。</li> <li>・水質基準について、「より低い数値」のみを求めるのではなく、基準内で水質維持と電力量の低減の両立を目指されている点が評価できる。</li> </ul>
4 安定管理 (20点)	適 (14.2点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保は、喫緊の課題である。</li> </ul>
総合評価 (100点)	適 (80.6点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員が全員一致で、天神川流域下水道の指定管理候補者として、適当であると認める。</li> </ul>

※点数は、委員5名の平均。

## 6 指定管理候補者の事業計画の主な内容

### (1) 管理運営の基本的な考え方

#### ①指定管理者を希望する理由

- ・下水道事業を取巻く経営環境が変化中、下水道公社設立の趣旨や法人としての使命を念頭に、県、関係市町及び地域住民へ貢献する必要があること。
- ・供用開始から39年間にわたって維持管理及び運営業務を包括的・一体的に受託し、特段の事故・トラブル発生もなく、実績や技術的知見・ノウハウ（電気・機械・水質等の技術）の蓄積があり今後も安全・安心な維持・運営ができること。

#### ②管理運営の方針

- ・施設は、供用開始から39年が経過し、下水道施設の老朽化や改築更新需要の増加、節水機器の普及と人口減少に伴う流入汚水量の減少の一方、豪雨等に伴う異常流入水の増加などが見込まれるなど経営環境が厳しくなる中で、持続可能な下水道の確保と管理運営の一層の効率化が必要となっている。こうした中で、下水道技術の進歩等に対応した業務内容の点検・見直しや職員一人一人のコスト意識を高め、管理運営の一層の効率化等に取り組む。

### (2) 管理の基準等

#### ①勤務時間等

- ・年間を通じて稼働停止が許されない施設で、24時間、365日の運転操作及び監視体制を維持する。

#### ②個人情報の保護への対応

- ・個人情報保護に関する法令等を遵守し、「個人情報保護規程」等を定め個人情報保護の体制を確立し、個人情報を適正に管理するとともに、不正アクセスを防止し、情報の漏洩を阻止する体制を構築している

#### ③情報公開への対応

- ・鳥取県情報公開条例を遵守し、「情報公開規程」を定め、開かれた下水道公社運営のため、事業内容、財務情報、下水処理状況及びイベント情報等を積極的に情報公開する。

#### ④施設設備の維持管理

- ・天神浄化センター等の下水道施設が安全かつ安定的に稼働し、その機能が最大限に発揮されるように、電気・機械設備、汚水処理槽等の設備や水質管理に精通した専門技術者を配置し、実施体制を構築するとともに、維持管理の基準を整え、適正な管理運営を遂行する。
- ・運転管理、水質管理は、基準・目標を設定し、流入汚水の変化や水質試験等の結果をダイレクトに反映させて管理し、放流水質目標と下水道機能の確保を図る。
- ・省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を運転手法の改善等と両立させながら実施する。

#### ⑤施設設備の長期安定使用

- ・主要な機器類の保全措置については、分解整備（オーバーホール）による予防保全を実施する。また、分解整備周期は個別施設の特性や設置環境及びこれまでの修繕実績、技術的知見及び故障リスク等を勘案した「主要機器類中期分解整備等計画」を基本として、故障の未然防止と施設の長寿命化を図る。

#### ⑥業務の外部委託

- ・技能及び現業的な業務体制が必要な運転操作、保守点検等業務、特別な資格、専門技術及び特殊機械等が必要な業務は、履行可能な専門業者へ外部委託し、業務を効率的かつ安定的に遂行する。（鳥取県産業振興条例を遵守）

#### ⑦事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・消防法に基づき「天神浄化センター消防計画」を定め、火災等の災害及び人命の安全、被害の防止等、必要な業務に取り組む。
- ・防火管理者及び火元責任者を設置し、消防設備・機器の設置・定期点検を行い、火災防止に努める。消火訓練は、所轄消防署の指導のもと、通報、消化、避難誘導及び応急処置等の訓練を実施する。
- ・電気事業法に基づく保安規程に従い、電気設備の点検を行う。

⑧緊急時の体制・対応

- ・鳥取県が定める「天神川流域下水道事業業務継続計画（BCP）」及び「天神川流域下水道非常対策要綱」を踏まえ、「危機管理マニュアル」を整備し、水害、地震、津波、異常流入等非常事態の区分ごとに運転操作、保守点検業務従事者と連携して、迅速かつ的確な対応を行う。
- ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による、施設利用者及び職員の安全確保に努める。

⑨施設を活用した普及・啓発等

- ・国道179号バイパス完成後、天神浄化センター周辺の交通量増大が見込まれることから、看板やイベント横断幕などで下水道に関する広報事業を実施する。
- ・下水道ふれあい教室、施設見学会、ぐるり水の探検、絵画・書道・川柳コンクール等を開催し、下水道知識の普及やイメージアップを図る。

(3) 管理経費

①基本方針

- ・「中期経営計画2021」の進行管理とPDCAサイクルによる評価・実行。
- ・今後5年間は、各処理工程の最適化、エネルギー管理の徹底、修繕の合理化・効率化を主に取り組む。

②収支計画・指定管理委託料等

- ・令和6～10年度の収支計画額は、県指定管理料上限総額を0.12%下回る額を提案。
- ・これまでの経費縮減対策を反映し、日々の運転管理及び維持管理での薬品類、燃料、電力量の節減等の経営努力を反映させ、さらなる経費の節減を図る。

○指定管理料（燃料・光熱費は含まれていない）（単位:千円）

	総額	提示額	上限額	備考
総額（5箇年）		2,187,956	2,190,604	
内訳	令和6年度	440,290	441,115	
	令和7年度	436,015	436,346	
	令和8年度	438,428	439,380	
	令和9年度	435,191	435,599	
	令和10年度	438,032	438,164	

(4) 団体の財政基盤・経営基盤

- ・基本財産は300万円（県1/2、市町1/2）
- ・指定管理業務は公益事業であり、決算により執行残金が発生した場合、県へ返納する。

(5) 組織及び職員の配置等

- ・業務全般の企画、計画立案、外部委託及び工事等の指導監督、水質管理、電力の調達管理及び緊急時の対応等を実施する。

○職員配置状況

- ア 理事長は常務理事を兼務し、事務局職員は事務局長と総務担当の計2名、管理運営班5名の計8名
- イ 評議員及び理事は、事業の維持管理費を負担する流域関連市町の市長又は町長等が就任し、下水道公社の経営に関与する。

理事長（常勤）	1	評議員	5
事務局長	1	理事	7
総務班（事務）	1	監事	2
管理運営班（水質2・機械2・電気1）	5		
計	8	計	14

- ウ 有資格者（下水道維持管理資格者、電気主任技術者等の11資格）の配置は、消防設備士を除き下水道公社職員で対応。

(6) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況など

・指導等の状況

- 労働基準法、水質汚濁防止法に基づく検査、建築基準法に基づく検査など関係法令等に係る指摘事項及び行政指導等はない。また、県監査及び公益法人検査の指摘事項もなかった。